

資料 2

厚生労働省統計改革工程表の進捗状況等

令和 6 年10月18日

第 7 回 厚生労働省統計改革検討会

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

- 1．ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施
- 2．情報システムの適正化
- 3．組織改革・研修の拡充等
- 4．データの利活用・一元的な保存の推進
- 5．EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進

1. ガイドラインの作成と PDCAサイクルの着実な実施

1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施

(1) 2023年度（令和5年度）下期及び2024年度（令和6年度）上期の取組実績

① 標準ガイドライン・業務マニュアル等に基づく業務遂行

- ・ 公的統計の品質保証に関するガイドライン（各府省統計主管課長等会議申合せ）がPDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン（統計行政推進会議申合せ）（以下「PDCAガイドライン」という。）に統合されたことに伴い、令和5年12月7日に厚生労働省統計標準ガイドライン（以下「標準ガイドライン」という。）の一部改正を行った。
- ・ 標準ガイドライン及び統計作成ガイドブックを基に作成したチェックリストを用いて、委託業者とともに各統計調査の業務マニュアルをチェックし、令和5年度下期にそのチェックした結果等を各統計所管課室に提供した。また、令和6年度上期に各統計所管課室が業務マニュアルを改定・策定する際に参考となる業務結果報告書を提供した。
- ・ 上記を踏まえ、各統計所管課室が業務マニュアルを効率的に改定・策定するための手順等を盛り込むため、標準ガイドラインの一部改正を行った。

② PDCAサイクルに基づく点検・評価

- ・ 令和5年度下期及び令和6年度上期におけるPDCAによる点検・評価（30調査を対象）について、点検・評価を完了した。点検・評価の結果、18調査で、28件の調査計画との不整合が見つかり、これらについては重点的な検証を行うことで、調査計画の改善や作業工程の見直し等につながった。なお、不整合の内容としては、計画上の誤記や公表遅延といった集計・公表関係の事案が多く見受けられた。
- ・ また、30調査のうち、21調査については、令和5年10月1日に施行されたPDCAガイドラインに基づき、新たに統計の品質確保・向上の観点も追加して実施した。この結果、調査計画の見直し・改善、業務マニュアル等の整備・充実・改善、遅延調査票への対応等の見直し・改善が行われていることを確認した。

③ コンプライアンスチェック

令和5年度に策定した実施計画に基づき、以下のとおりコンプライアンスチェックを実施している。

- ・ 令和5年度コンプライアンスチェックの実施対象調査（毎月勤労統計調査、国民生活基礎調査）について、結果を取りまとめ、調査の品質改善に活用した。
- ・ 令和6年度コンプライアンスチェックの実施対象調査（賃金構造基本統計調査、社会保障・人口問題基本調査（世帯動態調査））のうち、賃金構造基本統計調査については、アンケート事項の作成やアンケート関連書類の作成など、11月のアンケート調査の実施に向けて準備を進めている。また、社会保障・人口問題基本調査（世帯動態調査）については、コンプライアンスチェックのアンケート調査を実施した。

④ 統計作成プロセス診断

- ・ 総務省の統計監理官による統計作成プロセス診断について、令和5年度は人口動態調査（年報）を対象とし、11月30日に統計監理官による実地ヒアリングが実施され、令和6年度は賃金構造基本統計調査を対象とし、6月10日に統計監理官による実地ヒアリングが実施された。いずれの統計調査も、統計作成プロセス診断の全ての点検項目について、特段問題なし（適合）と評価された。

1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施

(2) 2024年度（令和6年度）下期の取組予定

① 標準ガイドライン・業務マニュアル等に基づく業務遂行

- ・ 各統計所管課室において、改正された標準ガイドライン等を基に業務マニュアルの整備を順次行い、整備された業務マニュアル等に基づき業務を遂行する。
- ・ 今後も、随時標準ガイドラインの改正を行う。

② PDCAサイクルに基づく点検・評価

- ・ 令和6年度下期におけるPDCAによる点検・評価の対象は29調査となっており、調査計画の履行状況や業務マニュアルの整備状況等を確認する。
- ・ 令和7年度以降のPDCAによる点検・評価の実施計画については、令和6年度下期に策定する。

③ コンプライアンスチェック

- ・ 令和6年度コンプライアンスチェックの実施対象調査（賃金構造基本統計調査、社会保障・人口問題基本調査（世帯動態調査））について、結果の取りまとめを行う。

④ 統計作成プロセス診断

- ・ 統計作成プロセス診断の診断結果を踏まえ、人口動態調査及び賃金構造基本統計調査において、引き続き、統計作成プロセスの品質の確保・向上に取り組む。

2. 情報システムの適正化

2. 情報システムの適正化

(1) 2023年度（令和5年度）下期及び2024年度（令和6年度）上期の取組実績

① 厚生労働省統計処理システムの見直し

- 令和8年1月の統計処理システム(※1)の更改に向けて、クラウド化による運用経費（次々期以降のシステム更改を含む。）の削減効果や機能追加の容易さなどから、**「クラウド利用の推進」を最優先事項**（※2）として調達手続を進め、令和6年7月から次期統計処理システムの更改作業（工程管理、設計・開発等）を開始した。
 - （※1） 統計処理システムとは、政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）において実施される統計調査の審査・集計などを行うシステム。
 - （※2） ドキュメントの適正管理、ノンプログラミングツールの活用、調査票データのデータベース化については、「統計調査に係るドキュメント作成等に関するガイドライン」の一部改定によるドキュメントの適正管理、総務省提供予定の「汎用集計ツール」の活用、追加開発などにより対応予定。
- 次期統計処理システムの更改に係るスケジュールは、以下のとおり。
 - ・ 令和5年11月14日～ 調達仕様書案の意見招請（～12月5日）
 - ・ 令和6年2月8日 公共調達委員会
 - ・ 令和6年4月10日 入札公告
 - ・ 令和6年6月12日 技術審査委員会
 - ・ 令和6年6月28日 開札（設計・開発等事業者決定）
 - ・ 令和6年7月～ 工程管理、設計・開発（実施計画書の作成、基本設計等）
 - ・ 令和6年8月～ 移行作業（移行計画の策定）
- 現行統計処理システムについて、引き続き、保守・運用業務を行った。
- ドキュメントの適正管理を行うため、「統計調査に係る審査・集計ドキュメント作成等に関するガイドライン」の一部改定（プログラム一覧や修正履歴の追加など）を令和6年4月1日に施行した。

② 毎月勤労統計システムの見直し

- 令和5年度からC++（新集計プログラム）へ完全移行し、毎月の集計を行っている。

2. 情報システムの適正化

(2) 2024年度（令和6年度）下期の取組予定

① 厚生労働省統計処理システムの見直し

- 統計処理システムの更改に向けて、引き続き「クラウド利用の推進」を最優先事項として、更改作業を進める。
- 次期統計処理システムの更改に係るスケジュールは、以下のとおり。

・令和6年7月～	工程管理
・令和6年8月～令和7年3月	設計・開発（基本設計、詳細設計、構築）
・令和6年8月～令和7年3月	移行作業（移行計画の策定・実施等）
・令和7年3月～	移行テスト
- 現行統計処理システムについて、引き続き、保守・運用業務を行う。
- 引き続き、「統計調査に係る審査・集計ドキュメント作成等に関するガイドライン」によるドキュメントの適正管理を行う。

② 毎月勤労統計システムの見直し

- 引き続き、C++（新集計プログラム）により毎月の集計を行う。

3. 組織改革・研修の拡充等

3. 組織改革・研修の拡充等

(1) 2023年度（令和5年度）下期及び2024年度（令和6年度）上期の取組実績

① 組織改革・体制整備

○ 開かれた組織への変革等

- ・企画官（民間）や統計品質管理官を配置するとともに、政策部局や総務省との人事交流を実施した。
- ・毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計調査、縦断調査の改善に関するワーキンググループの開催等を通じ、外部有識者と相談できる体制を確保した。
- ・統計関係の問合せ先について、相談内容別に担当部署を省内全体に明示した。

○ 統計データアナリスト・アナリスト補の育成・配置

- ・総務省の統計データアナリスト等研修の受講を促進した。
- ・令和6年9月3日現在の認定者数は、統計データアナリスト9名、統計データアナリスト補35名となっている。
（※）令和8年度までに統計データアナリスト10名、統計データアナリスト補34名を育成し、統計部局（政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）。以下同じ。）の各室に統計データアナリスト1名、各統計調査に統計データアナリスト補1名を配置予定。
また、統計部局に配置する統計データアナリスト等が政策部局の統計調査について支援予定。

○ 誤りの発見、報告及び対応を適切に行った者への評価の検討、実施

- ・統計部局において誤りの発見等を適切に行った者への人事評価を試行的に実施している。

② 人材育成・研修の充実

○ 「厚生労働省における統計の人材育成基本方針」（令和3年6月）（以下「人材育成基本方針」という。）に基づく計画的な研修の実施

- ・統計研修方針に基づき、体系的に研修を実施している（令和5年度下期は必須研修として全職員研修、幹部職員（指定職）研修、統計調査所管課室長研修の3コースを実施。令和6年度上期はスキルレベル別研修4コース、統計情報処理研修5コースを実施）。
- ・幹部職員（指定職）研修において、国家にとっての統計の重要性に係る資料を追加し、研修内容を充実した。
（※）令和5年度下期に実施した必須研修の受講者アンケートの結果をみると、「参考になった」と回答した割合は約9割となっている。また、令和6年度上期のスキルレベル別研修で「知識・スキルが高まった」と回答した割合は約9割、統計情報処理研修で「理解できた」と回答した割合は約8割となっている。
- ・職員が研修を受講しやすい環境を整備するため、令和5年度に実施した統計研修を動画にし、eラーニング教材（全8コース）として職員に提供した。
- ・研修を必要とする職員が計画的に受講できるよう、各部局へ所属職員の受講履歴（令和5年度分）を提供した。

3. 組織改革・研修の拡充等

(2) 2024年度（令和6年度）下期の取組予定

① 組織改革・体制整備

- 開かれた組織への変革等
 - ・企画官（民間）や統計品質管理官の配置、政策部局や総務省との人事交流を継続するとともに、縦断調査の改善に関するワーキンググループの開催等を通じて、外部有識者と相談できる体制を確保する。
- 統計データアナリスト・アナリスト補の育成・配置
 - ・引き続き、統計データアナリスト・アナリスト補の育成等を行う。
- 誤りの発見、報告及び対応を適切に行った者への評価の検討、実施
 - ・引き続き、統計部局において誤りの発見等を適切に行った者への人事評価を試行的に実施する。

② 人材育成・研修の充実

- 人材育成基本方針に基づく計画的な研修の実施
 - ・令和6年度統計研修方針に基づき、引き続き、体系的に研修を実施する（スキルレベル別研修4コース、必須研修3コース、統計情報処理研修1コースを実施予定）。
 - ・統計部局の職員を対象とした令和6年度統計人材のプロファイル（※）の更新を行う。
（※）職員ごとに、統計業務の経験年数、従事した業務内容、統計研修の受講履歴等をまとめたもの。
 - ・計画的な研修の受講促進のため、省内各部局へ所属職員の受講履歴（令和6年度上期分）を提供する。
 - ・令和6年度に実施した統計研修の内容を踏まえ、新たにeラーニング教材を作成し、提供する。
 - ・受講者アンケートや統計行政の動き等を踏まえ、令和7年度の統計研修方針を策定する。

4. データの利活用・一元的な保存の推進

4. データの利活用・一元的な保存の推進

(1) 2023年度（令和5年度）下期及び2024年度（令和6年度）上期の取組実績

① 二次的利用の促進

- 個票データの二次利用に係る手続の効率化、情報提供の充実
 - ・ 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、研究者等への調査票情報提供の迅速化及び円滑化が求められたことから、令和5年7月より提供早期化のための取組を開始し、この取組を継続して実施。（取組の内容や申出1件当たりの審査日数等は参考資料参照）
 - ・ 同計画に基づき、これまで各省庁が個別に行ってきた二次利用手続を一元的に処理するためのシステム（総務省が構築中。現在メールで対応している申出手続のシステム化やCD等で渡している調査票情報をリモートでオンサイト施設にある情報にアクセスできるようにするもの）は、令和7年3月にリリース予定。
 - ・ 当該システムに登録するため、令和6年3月に整備実施計画を策定し、計画で登録対象に位置付けた統計調査については、当該システムの稼働に必要なドキュメント作成作業を民間委託により実施中。令和6年9月に整備実施計画を改定し、登録対象の統計調査を追加。
- 個票データのオンサイト施設への登録の充実
 - ・ 主な基幹統計調査（人口動態調査、賃金構造基本統計調査、国民生活基礎調査）の直近20年分と、ニーズの高い一般統計調査の最新年次等をオンサイト施設に登録。（現在オンサイト施設で利用可能な統計調査は参考資料参照）
- 匿名データの作成・提供
 - ・ 令和元年国民生活基礎調査について、本年7月30日に匿名データの提供開始。

② 行政記録情報の活用等

- 統計調査における行政記録情報の活用の検討・実施
 - ・ 介護サービス施設・事業所調査の更なる負担軽減のため、介護保険総合データベース等の行政記録情報の活用による調査項目の代替可能性についての把握・検証に係る調査研究を民間委託するための手続を実施。
 - ・ 社会福祉施設等調査では、令和6年調査から一部の調査項目に障害福祉サービス等情報公表制度において得ることができる数値のプレブリントを導入するため調査計画を変更。
- 統計調査の連結やマッチングキーの検討・実施
 - ・ 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）を踏まえ総務省で検討中。

4. データの利活用・一元的な保存の推進

(2) 2024年度（令和6年度）下期の取組予定

① 二次的利用の促進

- 個票データの二次利用に係る手続の効率化、情報提供の充実
 - ・ 整備実施計画で位置づけた統計調査について、令和6年度中に、総務省が構築する二次利用に関するシステムの稼働に必要なドキュメント作成作業を引き続き民間委託により実施予定。
 - ・ 令和7年3月のシステム稼働に向けて、総務省と連携して、システムへのデータ登録や利用者への周知を実施。
 - ・ 今後もシステムへの登録対象の統計調査を追加するため、整備実施計画の見直しを検討。
- 個票データのオンサイト施設への登録の充実
 - ・ 整備実施計画で位置づけた統計調査については、総務省が構築する二次利用に関するシステムに登録することで、オンサイト掲載のための手続は簡素化される予定。当該システムの具体的な仕様や整備実施計画の進捗等を踏まえ、オンサイト登録する統計調査の拡充を行う。
- 匿名データの作成・提供
 - ・ 平成27、28年賃金構造基本統計調査について、令和7年度中の提供に向け、令和6年度中に匿名データの作成を進める予定。

② 行政記録情報の活用等

- 統計調査における行政記録情報の活用の検討・実施
 - ・ 介護サービス施設・事業所調査の更なる負担軽減のため、介護保険総合データベース等の行政記録情報の活用による調査項目の代替可能性についての把握・検証に係る調査研究を民間委託により引き続き実施。
 - ・ 社会福祉施設等調査は、一部の調査項目にプレプリントした調査票を用いて令和6年10月1日現在で調査実施。
- 統計調査の連結やマッチングキーの検討・実施
 - ・ 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）を踏まえた総務省の検討を引き続き注視。

5. E B P Mの実践を通じた 統計の利活用の促進

5. E B P Mの実践を通じた統計の利活用の促進

(1) 2023年度（令和5年度）下期及び2024年度（令和6年度）上期の取組実績

① E B P Mの実践

○ 2023年度（令和5年度）下期

- 厚生労働省における令和5年度のE B P M取組方針に基づき、予算プロセスを中心にE B P Mの取組を実施。

令和6年2月に重点フォローアップ事業の中から、効果検証対象事業を選定（2事業）。また、E B P M実践事業海外事例集を作成し、省内に横展開を実施。

過年度のE B P M実践事業の中から、1施策を選定し、実際の統計等データを用いて効果検証を実施。

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会(以下「E B P M有識者検証会」という。)(計3回開催)において、令和5年度の実施状況を検証し、令和6年2月に検証結果を取りまとめ、厚生労働省HPで公表。

- E B P Mよろず相談窓口について、定期的に全職員一斉メールにて周知し、相談に対応（令和5年度11件）。よろず相談の結果、アウトプット・アウトカム指標の精緻化や効果検証方法について理解促進などが得られた。
- E B P M基礎研修（39名）及びE B P M応用研修（19名）を実施。
アンケートに回答した者の状況をみると、いずれの研修も「大変よく理解できた」「おおむね理解できた」と回答した割合は、100%となっている。

○ 2024年度（令和6年度）上期

- 厚生労働省における令和6年度のE B P M取組方針に基づき、予算事業については行政事業レビューシートを活用し「基礎的なE B P M」を実践。
- 引き続き、E B P Mよろず相談を実施し、省内職員からの相談に対応（8月31日現在14件）。
- E B P M実践担当者研修を実施。
- 新しい資本主義の実行計画を踏まえ、雇用保険・厚生年金データを学術研究目的で利用・提供する方法を検討。

5. E B P Mの実践を通じた統計の利活用の促進

(1) 2023年度（令和5年度）下期及び2024年度（令和6年度）上期の取組実績

② 省内若手・中堅プロジェクトチーム

- ・ テーマごとに分析を実施し、分析結果について、厚生労働省HP等で公表。
- ・ （独）労働政策研究・研修機構（JILPT）と連携し、EBPMセミナー等を開催（4月17日開催）。

(2) 2024年度（令和6年度）下期の取組予定

① E B P Mの実践

- ・ 厚生労働省における令和6年度のEBPM取組方針に基づき、予算事業については行政事業レビューシートを活用し「基礎的なEBPM」を実践。
- ・ 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会を開催（計2回、第1回は12月頃、第2回は2月頃を予定）し、令和6年度の実施状況を検証。
- ・ 令和4年度・5年度の実践事業のフォローアップを12月に実施。重点フォローアップ事業について、効果検証方法等の改善点を提示。
- ・ 過年度の効果検証対象事業（1～2事業程度）について、効果検証を実施。
- ・ EBPMよろず相談窓口について、定期的に全職員一斉メールにて周知し、相談に対応。
- ・ EBPM基礎研修及び応用研修を実施（10月～11月に開催予定）。
- ・ 新しい資本主義の実行計画を踏まえ、雇用保険・厚生年金データを学術研究目的で利用・提供する方法を検討。

② 省内若手・中堅プロジェクトチーム

- ・ テーマごとに分析を実施し、順次、分析結果を厚生労働省HP等で公表。
- ・ （独）労働政策研究・研修機構（JILPT）と連携し、EBPMセミナーを開催。